


所管部課	子育て支援部保育課	部長	吉沢 寿子				
件名	東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について			区分		○	1 審議事項
関係事項	条例規則						
	部課機関						
1. 要 旨							
<p>(1) 国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことにより、条例の一部改正を行うものである。</p> <p>(2) 改正内容 居宅訪問型保育について、保護者の疾患や障害等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する実施が可能であることを明確化する改正</p> <p>(3) 施行日 公布の日</p> <p>(4) 影響及び効果 居宅訪問型保育に係る規定について、国の基準と整合性を保つことができる。</p>							
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過) 文書課において審査済み							
3. 留意事項 (問題点等)							
4. 主管部処理案 (検討結果等) 令和2年第4回市議会定例会に議案として提出したい。							
5. 審議結果							

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。